豊川市防災協力事業所登録制度実施要綱

平成２７年１月５日施行

平成２７年３月１日一部改正

平成２８年４月１日一部改正

　（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模な災害が発生した際において、事業所等が保有する資源を地域の重要な防災力と考え、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図るとともに災害に強いまちづくりを推進するため、豊川市防災協力事業所登録制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　事業所等　法人格の有無にかかわらず、市内に店舗、工場、事務所等を有する団体、市内に所在し、及び活動拠点を置く指定非営利活動法人並びにボランティア団体その他の団体をいう。

　⑵　大規模災害　地震災害、風水害（台風、集中豪雨等）及び大規模な事故（列車事故等）その他市、事業所等及び地域の連携した防災活動が必要と認められる災害をいう。

　（登録要件）

第３条　本制度に登録することができる事業所等は、次の各号のいずれにも該当しない事業所等とする。

　⑴　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第二条第二号に規定する暴力団、又は同法第二条第六号に規定する暴力団員が関連すると認めるに足りる相当な理由のある事業所等

　⑵　市税等を滞納している事業所等

　⑶　前２号に掲げる事業所等のほか、市長が本制度に登録する事業所として適当でないと認めるもの

　（登録手続）

第４条　本制度に登録しようとする事業所等の代表者は、豊川市防災協力事業所登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　⑴　協力可能物資・資機材一覧表（様式第２号）

　⑵　豊川市防災協力事業所登録に係る役員等氏名一覧表（様式第３号）

　⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めたときは、当該事業所等の代表者に豊川市防災協力事業所登録認定証（様式第４号）及び掲示用標識（様式第５号）（以下「認定書等」という。）を交付するものとする。

３　前項の規定により認定書等の交付を受けた事業所等（以下「防災協力事業所」という。）は、登録の認定を受けた事項について変更が生じたときは、豊川市防災協力事業所登録変更届（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

　（登録期間）

第５条　防災協力事業所の登録期間は、認定書等の交付の日から１年間とする。ただし、防災協力事業所から登録の抹消の申出がない場合の登録期間は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

　（登録事業所の公表等）

第６条　市長は、防災協力事業所の名称、所在地等を市ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない防災協力事業所については、この限りでない。

２　防災協力事業所は、認定書等を事業所等施設の見えやすい場所に掲示等できるものとするほか、防災協力事業所であることを印刷物等に表示することができるものとする。

　（災害時協力事項）

第７条　市長は、大規模災害の発生時において、防災協力事業所に次の各号に掲げる事項の協力を要請するものとする。

　⑴　初期消火、救出援護、障害物の除去等に係る労務の提供

　⑵　食料品、飲料水等の物資の提供

　⑶　資機材等の提供

　⑷　一時避難場所等の提供

　⑸　前各号に掲げるもののほか、防災上必要なこと。

　（協力の要請）

第８条　市長は、前条に規定する事項を防災協力事業所に協力の要請をしようとするときは、防災協力要請書（様式第７号）により行うものとする。

２　防災協力事業所は、前項の規定による協力の要請があったときは、その諾否、協力の要請のあった業務の実施予定者の氏名等及び協力可能な業務の内容について、防災協力（承諾・不承諾）書（様式第８号）により市長に回答するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし電話等により協力の要請及びその承諾の諾否の確認を行うことができるものとする。

　⑴　災害の状況

　⑵　要請する協力業務

　⑶　前２号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

　（協力の実施等）

第９条　防災協力事業所は、大規模災害時において市長からの要請に基づき、第７条各号に掲げる事項につき、防災協力事業所本来の業務に支障とならない範囲内で協力するものとする。

２　前項の規定により防災協力事業所が行う協力活動（以下「防災協力活動」という。）の期間は、防災協力事業所本来の業務に支障とならない期間とし、その期間は、市及び防災協力事業所が協議して定める。

　（費用負担）

第１０条　防災協力活動に要する費用等は、当該防災協力事業所の負担とする。

　（実施報告）

第１１条　防災協力事業所は、防災協力活動を完了したときは、防災協力活動実施報告書（様式第９号）により市長に報告するものとする。

　（災害補償）

第１２条　防災協力事業所は、防災協力活動に従事した者が当該防災協力活動に起因して負傷等したことを知ったときは、事故発生報告書（様式第１０号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があったときは、豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３１号）に基づき、補償するものとする。

　（登録の抹消）

第１３条　市長は、防災協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、防災協力事業所の登録を抹消するものとする。

　⑴　廃業又は休止したとき。

　⑵　市外に移転したとき。

　⑶　事業所を第三者に譲渡し、又は売却した後、引き続き防災協力活動を行う意思が確認できないとき。

　⑷　第３条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

　⑸　豊川市防災協力事業所登録抹消届出書（様式第１１号）を市長に提出し、登録の抹消を届け出たとき。

　⑹　前各号に掲げるもののほか、防災協力事業所として登録しておくことが適当でないと市長が認めたき。

２　市長は、前項の規定により防災協力事業所の登録を抹消したときには、豊川市防災協力事業所登録抹消及び登録証等返還通知書（様式第１２号）により通知するものとする。

３　前項の規定により防災事業所の登録の抹消の通知を受けた事業所等は、速やかに認定書等を市長に返還しなければならない。

　（防災事業との連携）

第１４条　防災協力事業所は、本市又は地域の団体等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に可能な限り協力するように努めるものとする。

　（情報の交換）

第１５条　市及び防災協力事業所は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

　（確認等）

第１６条　市長は、必要に応じ、本制度に登録しようとする事業所等又は防災協力事業所が第３条第１号に該当する者であるか否かを愛知県豊川警察署長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を愛知県豊川警察署長に提供するときは、愛知県豊川警察署長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

２　市長は、制度に登録しようとする事業者等が第３条第２号に該当する者であるか否かの確認のため、税務台帳を閲覧することができる。ただし、当該確認を行うことについて、事業所等の同意を得るものとする。

　（庶務）

第１７条　豊川市防災協力事業所登録制度に関する庶務は、企画部防災対策課が行う。

　（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、豊川市防災協力事業所登録制度の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年１月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。